

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成29年3月9日(2017.3.9)

【公開番号】特開2015-194312(P2015-194312A)

【公開日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-068

【出願番号】特願2014-72881(P2014-72881)

【国際特許分類】

F 26B 9/02 (2006.01)

【F I】

F 26B 9/02 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月3日(2017.2.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

浴槽と洗い場とが第1方向に並ぶ浴室の天井に浴室乾燥機が設けられた浴室乾燥機付きユニットバスであって、

前記浴室乾燥機は、

前記浴室内の空気を吸い込む吸込部と、

前記吸込部から吸い込まれた空気を流す内部流路と

前記内部流路を流れた空気を前記浴室に吹き出す吹出部であって、その長手方向が前記第1方向と直交する第2方向に沿うように設けられる前記吹出部と、を備え、

前記第1方向において、前記天井の一端部から他端部までの領域を3等分して見た場合に、前記吹出部は前記一端部側の領域に設けられ、前記吸込部は前記他端部側の領域に設けられており、

前記浴室乾燥機は、前記吹出部から空気を吹き出す方向を変更する風向変更手段を備えていることを特徴とする浴室乾燥機付きユニットバス。

【請求項2】

前記吹出部から前記洗い場側に向けて吹き出す空気の流量が、前記吹出部から前記浴槽側に向けて吹き出す空気の流量よりも大きいことを特徴とする請求項1に記載の浴室乾燥機付きユニットバス。

【請求項3】

前記吹出部は、前記第1方向において前記吸込部よりも前記浴槽側に設けられ、前記浴槽側と前記洗い場側とに向けて同時に空気を吹き出すように構成されていることを特徴とする請求項2に記載の浴室乾燥機付きユニットバス。

【請求項4】

前記吹出部の長手方向において、前記吹出部の一端部から該一端部寄りの前記浴室の壁面までの距離と、前記吹出部の他端部から該他端部寄りの前記浴室の壁面までの距離とは、いずれも前記吹出部の長手方向寸法よりも小さいことを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の浴室乾燥機付きユニットバス。

【請求項5】

前記吸込部の長手方向において、前記吸込部の一端部から該一端部寄りの前記浴室の壁面までの距離と、前記吸込部の他端部から該他端部寄りの前記浴室の壁面までの距離とは

、いずれも前記吸込部の長手方向寸法よりも小さいことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載の浴室乾燥機付きユニットバス。

【請求項 6】

前記吸込部及び前記吹出部は、それぞれの長手方向が互いに略平行となるように設けられていることを特徴とする請求項 4 又は 5 に記載の浴室乾燥機付きユニットバス。

【請求項 7】

前記吹出部は、単一の開口で構成されていることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載の浴室乾燥機付きユニットバス。

【請求項 8】

前記吹出部は、単一の開口で構成されていることを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の浴室乾燥機付きユニットバス。